

北海道・高知県・滋賀県の道県史編さん大綱構成内容

○道史編さん大綱（平成30年3月29日策定）

○高知県史編さん基本方針（令和3年10月20日策定）

○滋賀県史編さん大綱（令和5年2月28日策定）

	趣旨	目的	方針	構成	期間	計画	監修	組織	情報提供	庶務	委任
北海道	第1	第2	第3	第4	第5	—	—	第6	第7	第8	第9
高知県	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	—	第10
滋賀県	第1	第2	第3	第4	第5	—	—	第6	第7	—	第8

	趣旨	目的	方針	構成	期間
北海道	この大綱は、北海道史（以下「道史」という。）の編さんを円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。	道史の編さんは、郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、本道の学術・文化の振興に寄与することを目的とする。	道史の編さんは、次に掲げる方針に基づき行うものとする。 (1) 本道の歴史的な変遷を日本及び世界の歴史の中に位置付けること。 (2) 最新の研究成果を取り入れ、高度な学術研究の水準を保つこと。 (3) できる限り平易な表現で記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、道民に親しまれるものとする。 (4) 道内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行うほか、収集した資料の保存及び活用を図るとともに、資料の提示に重点を置いた内容とする。	道史は、第二次世界大戦後を主たる対象とする現代史（資料編3巻、通史編1巻又は2巻）を中心として、先史時代以後の歴史について叙述する概説のほか、年表により構成されるものとする。	道史の編さんは、平成30年度から平成39年度までの10年間を目途に行うものとする。
高知県	この基本方針は、高知県史の編さん及び刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。	1 本県の歴史的な変遷を明らかにする。 2 県民の歩んできた歴史への理解を深め、郷土への愛着を育む。 3 本県の歴史資料を悉皆的に調査し、県民共有の財産として後世に伝える。 4 本県の学術及び文化の振興に寄与する。 5 本県の歴史研究を担う人材を育成する。	1 本県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、地域の特徴を示す。 2 県民の暮らしの歩みに着目し、それに立脚した叙述を心がける。 3 本編については、できる限り平易な表現で記述し、写真、挿図、統計資料等を多く掲載するなど、広く県民に親しまれるものとする。 4 資料編については、本県の特徴的な資料を重点的に収録するとともに、できるだけ地域に偏らない資料の収録を心がける。 5 県民の幅広い協力のもと、県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能になるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力のもと保存に向けた働きかけを推進し、県民共有の文化資産の保全に努める。 6 学術的な調査・研究の成果を広く取り入れ、高い水準をもつ県史を編さんし、本県の文化と教育の発展に積極的に活用する。 7 市町村及び関係諸機関と密接な連携を保ち、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。	県史の編さんは、旧石器時代から平成時代までの、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の各分野を対象とし、本編及び資料編並びに別編その他で構成する。	県史の編さんに要する期間は、令和3年度から令和22年度までの20年間を目途とする。
滋賀県	この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。	1. 交通の要衝として今も多くの人の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。 2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝えるとともに、県内外や世界に向けて発信する。 3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。	1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。 2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。 3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。 4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。 5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。	滋賀県が誕生した明治5年から令和4年までの150年間を主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略に叙述した概説及び写真・地図等の図録により構成されるものとする。	県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。

	計画	監修	組織	情報提供	庶務	委任
北海道	—	—	<p>1 道史の編さんに関する重要事項について検討するため、道史編さん委員会を置く。</p> <p>2 道史の編さんに係る企画、編集及び調整を行うため、委員で構成される道史編さん企画編集部会を置く。</p> <p>3 道史編さん企画編集部会による編集の方針に基づき、道史の編集及び調査を行うため、必要に応じ、専門委員等で構成される部会を置く。</p>	<p>道史の編さんに当たっては、道民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を道民に提供するとともに、講演会の開催などの普及活動を行うものとする。</p>	<p>道史の編さんに関する庶務は、総務部法務・法人局法制文書課において処理する。</p>	<p>この大綱に定めるもののほか、道史の編さんに関し必要な事項は、別に定める。</p>
高知県	<p>県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。</p>	<p>県史の編さんの統括的な指揮・監督を行うため、監修者を置く。</p>	<p>県史の編さんに当たり、高知県史編さん委員会、高知県史編さん編集委員会、高知県史編さん専門部会及び高知県史編さん事務局を置く。</p> <p>1 高知県史編さん委員会は、知事を委員長、監修者を副委員長として、関係団体の代表者及び各専門部会の部会長で構成され、県史の編さんに関する重要事項を審議する。</p> <p>2 高知県史編さん編集委員会は、監修者及び各専門部会の正副部会長で構成され、県史の編さんに関する企画及び各専門部会間の調整を行う。</p> <p>3 高知県史編さん専門部会は、知事から委嘱された専門的知識を有する学識者で構成され、各分野において、県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。</p> <p>4 高知県史編さん専門部会の構成は、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の8部会を基本とし、その他の専門部会が必要となった場合は、高知県編さん編集委員会での協議を経て、高知県史編さん委員会の承認を得た上で設置することができるものとする。</p> <p>5 各専門部会の部会員だけでは対応できない専門領域の調査を担う「特別調査委員」並びに各専門部会の調査結果を基に県史の執筆を担う「執筆委員」を必要とする場合は、高知県史編さん編集委員会での協議を経て、高知県史編さん委員会の承認を得た上で適宜必要な委員を委嘱することができるものとする。</p> <p>6 庁内に高知県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料調査、執筆・校正の補助、事業全般の庶務等を行う。</p>	<p>県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。</p> <p>1 ホームページの公開やニューズレターの発行などにより、事業の成果や進捗状況を広く県民に周知する。</p> <p>2 講演会やワークショップの実施など、関係諸機関と連携しながら、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。</p>	—	<p>この基本方針に定めるもののほか、県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。</p>
滋賀県	—	—	<p>1. 県史の編さんのため、滋賀県史編さん会議および県史編集会議を設置し、県史編集会議に専門部会を設置する。</p> <p>2. 滋賀県史編さん会議は、県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項について検討を行う。</p> <p>3. 県史編集会議は、県史編集委員長、同副委員長および専門部会の長で構成し、専門部会間の調整を図り、県史の編集を行う。</p> <p>4. 専門部会は、専門部会長および執筆委員で構成し、専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。</p> <p>5. 専門部会は、政治・行政（戦前）、同（戦後）、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福祉、教育・文化・民俗の6部会とする。</p> <p>6. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。</p>	<p>県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や新たな史実の発見といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報などを、例えばホームページでの公開や逐次刊行物の発行、講演会の開催を通じて広く県民に提供する。</p>	—	<p>この大綱に定める事項を進めるため実施計画を定めるほか、県史の編さんに関し必要な事項は別に定める。</p>